

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年10月1日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。

また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

詳細については、国税庁HPにおいて、インボイス制度に関するパンフレットやQ&Aのほか、国税庁動画チャンネル(You Tube)が公表されておりますので、下記をご参照ください。

内 容	詳 細
【国税庁 インボイス制度特設サイト】 ※動画チャンネルへのリンクあり	詳細
【適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-】	詳細
【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A】	詳細